

令和7年2月制定

船舶通航実態解析装置  
試験調整等作業

仕 様 書

第十一管区海上保安本部

## 第一章 工 事 概 要

1.1 名称	船舶通航実態解析装置試験調整等作業
1.2 履行期限	令和7年9月30日
1.3 履行場所	那覇船舶通航信号所 所在地：沖縄県那覇市港町 2-11-1
1.4 作業概要	(a) 船舶通航実態解析装置（接続） 1式 (b) 試験調整（対AIS情報管理装置）
1.5 管理部署・発注元	第十一管区海上保安本部 交通整備課 所在地：沖縄県那覇市港町2-11-1 電話：098-867-0118（内線2663）

## 第二章 一般 共 通 事 項

本文に記載されていない事項や詳細については、電気設備技術基準、電波法及びこれに基づく命令、電気通信設備工事共通仕様書による。

- |              |  |
|--------------|--|
| 2.1 適用事項     | 作業実施に際しては、設計図書に従い実施する。   |
| 2.2 設計図書     | 設計図書とは、仕様書及び現場説明書等（現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。   |
| 2.3 監督職員     | 監督職員とは、支出負担行為担当官（第十一管区海上保安本部長）が任命した職員（請負契約書に示された職員）をいう。  |
| 2.4 疑義に対する協議 | 仕様書に疑義を生じた場合、速やかに監督職員と協議し、その指示に従う。   |
| 2.5 写真       | 試験調整項目に関する写真を撮影し、アルバムに整理のうえ、カラー印刷にて提出する。デジタルカメラの場合は有効画素数100万画素（1200×900）～300万画素（2000×1500）程度での撮影とし、撮影後の写真の加工は一切行ってはならない。（デジタルカメラ使用の場合は、「工事写真の撮り方」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を参照。） |
| 2.6 試験調整     | 試験調整は、全て仕様書に示された機能を完全に発揮させるように実施し、仕様書に明記のないものでも当然必要な事項は確実に行う。<br>なお、接続作業及び試験調整は、当該装置に精通した技術者により行う。   |
| 2.7 完成図書     | 試験調整完了後、次の内容をA4ファイルに整理し、2部提出する。<br>(1) 接続作業及び試験調整<br>(2) 試験調整結果報告書<br>(3) 作業写真<br>(4) その他（監督職員の指示する書類）   |
| 2.8 その他      | (1) 第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書を遵守すること。<br>(2) 請負金額の支払い等その他の事項については契約書によるものとする。   |

### 第三章 特記仕様

本文に記載されていない事項や詳細については、電気設備技術基準、電波法及びこれに基づく命令、電気通信設備工事共通仕様書、各装置取扱説明書による。

#### 3.1 共通事項

- (1) 工程表及び施工計画書  
接続及び試験調整の実施に先立ち、工程表及び施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。
- (2) 業務休止  
接続作業及び試験調整による業務休止は必要最小限とすること。

#### 3.2 支給品

支給機器を図面に倣い設置すること。

##### ○支給機器

- ・船舶通航実態解析装置 1式
- PC (hp Z2 SFF G9) ×1
- 31.5インチ (LCD) ×1

#### 3.3 試験調整

船舶通航実態解析1式をAIS情報管理装置と接続して、試験調整を実施すること。

- (1) 次の単体試験調整を実施すること。
  - ・装置を起動し、ハードウェアの正常起動を確認すること。
  - ・AIS情報管理装置向けのネットワーク経路設定を実施すること。
  - ・AIS情報管理装置との疎通を確認すること。
  - ・官給する最新の電子海図をインストールすること。
- (2) 次の接続試験調整を実施すること。
  - ・AIS情報管理装置に保存されているAISデータの手動取得の正常動作を確認すること。
  - ・AIS情報管理装置から前日のAISデータの自動取得する時刻を設定し、その正常動作を確認すること。
- (3) 次のとおり総合試験調整を実施すること。
  - ・作図機能の正常動作を確認すること。
  - ・集計機能の正常動作を確認すること。
  - ・既設装置の設定情報を移植すること。
  - ・AIS情報管理装置との時刻同期の正常動作を確認すること。
  - ・ログ出力設定と収集設定の関係を確認し、適切に設定すること。
  - ・官給するプリンタードライバーのインストールが可能な場合、プリンタードライバーインストール後にテスト印刷を行い、正常動作を確認すること。
- (4) 次のとおり機器操作説明を行うこと。
  - ・既設装置に対する追加機能について、機器操作説明を2回実施すること。
  - ・説明の際、当管区の設置環境にて利用制限を伴う機能について補足すること。
  - ・説明資料をA4カラーで10部準備すること。
- (5) 次の復元媒体を作成すること。
  - ・試験調整完了後の船舶通航実態解析装置のシステムバックアップを正副取得し、媒体を納品すること。
  - ・試験調整完了後のインストール媒体を作成し、媒体を納品すること。
- (6) 次の試験調整項目に対する工程写真を撮影し、提出すること。
  - ・単体試験調整
  - ・接続試験調整
  - ・総合試験調整
  - ・機器操作説明
  - ・復元媒体説明